



伊方町商工会ニュース

第2号

本 所 西宇和郡伊方町湊浦 846 番地
 TEL 0894 (38) 0809
 FAX 0894 (38) 1021
 E-mail ikatas01@ikatas.shikoku.ne.jp
 URL http://www.ehime-iinet.or.jp/ikata/

瀬戸支所 西宇和郡伊方町三机乙 4364 番地 21
 TEL 0894 (52) 0738
 FAX 0894 (57) 2665
 E-mail seto@shokokai.ehime-iinet.or.jp
 URL http://www.ehime-iinet.or.jp/seto/

三崎支所 西宇和郡伊方町三崎 692 番地
 TEL 0894 (54) 0128
 FAX 0894 (54) 1969
 E-mail misaki@mail.ehime-iinet.or.jp

ふるさとCM大賞えひめ 最終審査会出場

伊方町商工会青年部

伊方町商工会青年部が作成したCM「君へ伝える愛の言葉」が、愛媛朝日テレビ主催の『ふるさとCM大賞えひめ』予選を通過し、見事最終審査会へ進出することとなりました。今後、審査会の収録が行われ、その模様が、愛媛朝日テレビにて放送されます。内容は下記の通りです。

● 審査会収録（公開録画）

日時 2月17日(日) 13時
 場所 愛媛県民文化会館

● 審査会放送日時

3月上旬予定

● 伊方町からの出品作品

「君へ伝える愛の言葉」(伊方町商工会青年部)
 「貴方もきっと…佐田岬」(佐田岬ツーリズム協会)



撮影風景

現実には、商工業者の高齢化が危惧され、商工会合併後の会員の減少も心配されました。会員増強の努力もあつてか、年頭のごあいさつとさせていただきます。

清々しい平成20年の初春を迎えるにあたり心からお慶びを申し上げます。私にとりまして昨年は、年男ということもあつてか、「猪突猛進」という年であつたと、顧みています。3月の外国人研修生受入のための中国訪問と商工会の駐車場の拡張工事。4月の商工会の合併と5月の初めての総代会。7月は、きなはいや伊方まつりの開催。10月は、私事ですが大総代としての秋の大祭の開催。12月は商工会館の改修工事への着手と職員の採用と、これまで商工会長として、最も多忙な年でありました。

さて、今年の3月3日から伊方町デマンド交通が運行され、商工会が予約センターの役割を果たすことになっていきます。商工会員だけでなく、広く伊方町民の皆さまに、心のこもったサービスを提供していきたいとの抱負を持っており、商工会が飛躍するチャンスだと、とらえています。年明け早々、原油高、円高、株安と、経済をとりまく要因は、あまりよくありませんが、商工会は地域を照らす灯台のような役割を果たしていきたいものだと、決意を新たにしております。そのためにも、皆さまのご協力を切にお願いするとともに、ご健勝、ご多幸を心から祈念して、年頭のごあいさつとさせていただきます。



伊方町商工会 会長
廣瀬 秀晴

年頭のごあいさつ 「飛躍する商工会の実現へ」

予想されたほどの会員の減少は見られず、その結果、直近の会員数は490名となっております。平成20年度から商工会費の徴収も一本化され、会費が下がる会員さんが多いと思います。自主財源の確保が、会員の皆さまの負担の軽減も大切なことだと考えています。

商工会は街の「元気」をプロデュースします。

愛媛労働局からのお知らせ

雇用保険法が変わりました!

～雇用保険被保険者のみなさまへ～

1 雇用保険の受給資格要件が変わりました

【旧】短時間労働者以外の一般被保険者
 ⇒6か月(各月14日以上)
 ●短時間労働被保険者
 (週所定労働時間20～30時間)
 ⇒12か月(各月11日以上)

【新】雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、**12か月(各月11日以上)**の被保険者期間が必要。
 ※ただし、倒産・解雇等により離職された方は、**6か月(各月11日以上)**で可。

2 育児休業給付の給付率が50%に上がりました

【旧】休業期間中30% + 職場復帰後6か月10%

【新】休業期間中30% + 職場復帰後6か月**20%**

3 教育訓練給付の要件・内容が変わりました

【旧】被保険者期間3年以上5年未満 20%(上限10万円)
 被保険者期間5年以上 40%(上限20万円)

【新】被保険者期間**3年以上20%(上限10万円)**
 (初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能)

愛媛県最低賃金の日額は

平成19年10月25日より

1時間
623円

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室又は八幡浜労働基準監督署へどうぞ
 ☎ 089-925-5200 ☎ 22-1750

「国の教育ローン」のご案内

入学する際には、まとまった資金が必要となります。受験前から事前に申し込んでおき、合格と同時に融資を受け、入学手続きに必要な資金を借りることができる教育ローンのご紹介をします。

●ご利用いただける方
 大学などに入学・在学される方の保護者で、世帯の年間収入が990万円(事業所得者については770万円)以内の方(本人または他の親族でも利用できる場合があります)

ご融資額	学生・生徒お一人につき200万円以内
利率	年 2.5% (固定金利)(平成20年1月現在)
ご返済期間	10年以内 (交通通学費または母子家庭の方については、1年の延長が可能です。)
据置期間	在学期間以内で元金据置可能
保証	制教育資金融資保証基金または保証人(1名以上)

※6カ月間以上の海外留学資金も対象となります。

「恩給・共済年金担保融資制度」のご案内

国民生活金融公庫では、恩給・共済年金を担保として、事業資金及び、住宅、レジャー資金等の消費資金をご融資する「恩給・共済年金担保融資制度」の申込を受付しております。
 簡単な手続きでご利用いただけますのでお気軽にご相談ください。

ご融資額	恩給・共済年金の受給者お1人につき250万円以内 ただし、支給年額3年以内分になります (ご融資限度額の範囲内であれば、追加のお申込みも出来ます)
利率	年 1.45% (固定金利)(平成20年1月現在)
ご返済方法	公庫が裁定行から恩給等の給付金を直接受け取りますので返済まではお手元では受給できません
保証	連帯保証人1名以上 恩給・共済年金等の証書を完済までお預かりします

お問い合わせ先
 国民生活金融公庫 松山支店
 ☎ 089(941)6148
 担当 教育ローン係・恩給貸付係
 iモードホームページアドレス
 http://plaza8.mbn.or.jp/~nlfc_kyouiku/
 ホームページ http://www.kokukin.go.jp/

第147回 全国商工会珠算検定試験合格者

4級 1名 福田 梨紗 (伊方)
 8級 1名 阿達 真央 (三崎)



伊方町法人会主催 初級パソコン講座のご案内

日時 平成20年2月13日(水)
 午前9時30分～午後4時30分
 場所 伊方町商工会館 2階
 内容 エクセル(表計算)
 受講料 無料(テキスト料1000円必要です)
 先着18名で締め切ります。
 申し込みは電話でどうぞ。2月8日までに
 電話 38-0809

平成20年
4月1日から

— 商工貯蓄共済融資の内容が大きく変わります —


商工貯蓄融資斡旋制度の主な変更事項 (新旧対比表)

	現 行	新	
		事 業 資 金	生 活 資 金
融資対象者	全ての加入者 加入後18ヶ月経過	法人と個人事業主(保証協会の対象業種) 加入後6ヶ月経過	個人(事業資金以外) 加入後6ヶ月経過
融資限度額	400万円 1口当り: 40万円	500万円 (生活資金と合わせて500万円) 1口当り: 50万円 但し、運転資金は月商の2倍まで	400万円 (事業資金と合わせて500万円) 1口当り: 50万円 但し、本融資を含めた無担保借入額合計で、 年収(個人事業主は所得金額)の1.5倍まで
資金使途	設備・運転・生活	設備・運転	生活
融資期間	設備・生活: 7年以内 運転: 5年以内	設備: 7年以内 運転: 5年以内	生活: 7年以内
貸付金利	1年以内 1.27% 3年以内 1.47% 7年以内 1.67% (固定金利) (2008/1/16 現在)	1年以内 1.875% 3年以内 “ 7年以内 “ (変動金利) (2008/1/18 現在)	1年以内 1.875% 3年以内 “ 7年以内 “ (変動金利) (2008/1/18 現在)
保証利率	0.8%	0.45%~1.9% 企業の業績に応じて決定。(9段階)	1.9% (2008/1/18 現在)

現行制度で融資を受けたいと考えている方は、3月19日までに申込み下さい。

※ 非事業性資金における無担保借入額合計とは

伊予銀行や他の金融機関から、無担保で借りている借入金の合計額です。(例えば、教育ローンとか、マイカーローンなどが含まれます)



**きなはいやスタンプで
亀ヶ池温泉に入浴できます!!**

町内 65歳以上の方は
スタンプ200枚

町内中学生以上の方は
スタンプ250枚

露天風呂

ここが知りたい年金の話

年金時効特例法でこう変わる

年金は5年前まで遡って受給できますが、今回の「宙に浮いた記録」の5千万件の救済措置としての時効撤廃でも、本人の申請の遅れによる時効は5年のままです。

60歳から年金受給、71歳で追加の記録が見つかった人は…

- 未支給分は遺族も請求できる
- 申請の遅れによる時効は5年のまま

時効撤廃で今後は、**60歳**の部分が一時金で支給

中小企業のための融資一覧表

(平成20年1月18日現在)

制 度 名	資金使途	融 資 条 件		
		貸 付 限 度	貸 付 期 間(据置期間)	利 率
国民生活金融公庫	小企業等経営改善 資金融資制度 (マル経)(無担保無保証人)	550万円以内 (別枠450万円以内)	設備7年以内(6ヵ月以内含む) 運転5年以内(6ヵ月以内含む)	年1.9%
	普通貸付	4,800万円以内 (経営改善貸付を含む)	原則として運転5年以内 (6ヵ月、必要に応じ1年) 設備10年以内 (2年以内含む)	5年以内 2.20% 5年超7年以内 2.25% 7年超10年以内 2.30% 10年超11年以内 2.40% 11年超13年以内 2.45% 13年超15年以内 2.50% 15年超16年以内 2.55% 16年超19年以内 2.60% 19年超20年以内 2.65%
	新企業育成貸付	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円)	運転資金5年以内 設備資金15年以内	年1.25~2.2%
愛媛県中小企業季節金融 対策資金融資	短期 運転資金	1,400万円	5ヵ月以内 (最終弁済期日 平成20年3月31日)	年2.10% (保証付1.85%)
伊方町中小企業 振興資金融資	運転資金 (原則) 設備資金については 審査委員会において 特に必要と認められた ものに限る。	500万円 (町税完納者であること 保証人も町税完納者であること)	60ヵ月以内	年2.45%+保証料

500万円を限度として、1%の利子補給が受けれる伊方町中小企業振興資金利子補給の適用があります。(町税完納者で商工会員であること)ほかに融資制度があります。

商工会は企業の「新しい」を応援します。伊方町商工会